

大分県報

平成二十八年
第二八〇三号
八月九日

（火曜日）

目次

告示

- 遊漁規則の変更認可（二件）……………一
- 土地改良区の役員就退任……………三
- 公共測量の実施……………四

告示

大分県告示第四百四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年八月九日

大分県知事 広瀬 貞

- 一 漁業権者の名称及び住所
大野川漁業協同組合
豊後大野市犬飼町久原六八六の五
- 二 漁業権の免許番号
内共第三号
- 三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所

変更後

変更前

第三条（漁具、漁法の制限）第一
次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲において、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲において、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

第六條（禁止区域）第一

ア 遊漁の種類	イ 遊漁の方法	ウ 規模	エ 期間
あゆ	(略)	(略)	(略)
こい	(略)	(略)	(略)
ふな	(略)	(略)	(略)
はえ	(略)	(略)	(略)
わかさぎ	(略)	(略)	(略)
すっぽん	(略)	(略)	(略)
うなぎ	手釣り、竿釣りのしぼづけ、のべなわ、つげばり、穴さし	竿釣りの一統は五本までとする。	(略)

次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁してはならない。

区域	期間	区域	期間
大野川 (略)	(略)	大野川 (略)	(略)
大野川 (略)	(略)	大野川 (略)	(略)
大野川 (略)	(略)	大野川 (略)	(略)
緒方川 (略)	(略)	緒方川 (略)	(略)
濁淵川 (略)	(略)	濁淵川 (略)	(略)
神原川 (略)	(略)	神原川 (略)	(略)
神原川 (略)	(略)	神原川 (略)	(略)
柴北川 (略)	(略)	柴北川 (略)	(略)

平成二十八年八月九日

大分県報（告示）

三重川 (略)	(略)	(略)	(略)
九折川 (略)	(略)	(略)	(略)
大野川 (略)	大野川 (略)	大野川 (略)	(略)
大野川 (略)	大分市下判田の大野川ゴルフ場入口の水路から一〇メートル上流の地点より下流一五〇メートルの間の区域	十月十日から十二月三十一日まで	(新設)

三重川 (略)	(略)	(略)	(略)
九折川 (略)	(略)	(略)	(略)
大野川 (略)	(新設)	大野川 (略)	(略)
大野川 (略)	(略)	(略)	(略)

第七条 (遊漁料の額及び納付の方法 第一項)

第三条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で大野川漁業協同組合事務所及び別に定める遊漁券販売所において納付するときの遊漁料は次のとおりとし、遊漁する場所において納付するときは次の表の額に一〇〇円を付加して得た額とする。

第三条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で大野川漁業協同組合事務所及び別に定める遊漁券販売所において納付するときの遊漁料は次のとおりとし、遊漁する場所において納付するときは次の表の額に一〇〇円を付加して得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
うなぎを 除く全魚 種	(略)	(略)	(略)
うなぎ	手釣り、竿釣り、しばづけ、のべなわ、つけばり、穴さし	(略)	(略)
あゆ、うなぎ、えのはを除く全魚種	(略)	(略)	(略)

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
うなぎを 除く全魚 種	(略)	(略)	(略)
うなぎ	手釣り、竿釣り、うなぎかご、うなぎ筒、しばづけ、のべなわ、つけばり、穴さし	(略)	(略)
あゆ、うなぎ、えのはを除く全魚種	(略)	(略)	(略)

様式第一
券(一年)

表

遊漁承認証 年券 号

下記のとおり遊漁を承認します
平成 年 月 日

住所	年 月 日	年 齢
遊漁者 氏名		

承認期間 { 自 平成 年 月 日 }
{ 至 平成 年 月 日 }

魚種・漁具・漁法
・うなぎを除く全魚種
・うなぎ

手釣り・竿釣り、友がけ
手釣り、竿釣り、しばづけ
のべなわ、つけばり、穴さし

あゆ、えのは、うなぎ
を除く全魚種
を除く全魚種

手釣り、竿釣り

遊漁料 ¥

発行者 大野川漁業協同組合 印

裏

注意事項 (略)

禁漁区		期 間
区 域	禁 止	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
大野川 大分市下判田の大野川ゴルフ場入口の水路から一〇メートル上流の地点より下流一五〇メートルの間の区域		(略)
禁放流区		期 間
区 域	禁 止	
(略)	(略)	(略)
大野川 大分市下判田の大野川ゴルフ場入口の水路から一〇メートル上流の地点より下流一五〇メートルの間の区域		(略)

禁放流区 (略)

表

遊漁承認証 年券 号

下記のとおり遊漁を承認します
平成 年 月 日

住所	年 月 日	年 齢
遊漁者 氏名		

承認期間 { 自 平成 年 月 日 }
{ 至 平成 年 月 日 }

魚種・漁具・漁法
・うなぎを除く全魚種
・うなぎ

手釣り・竿釣り、うなぎかご
うなぎ筒、しばづけ、のべなわ
つけばり、穴さし

あゆ、えのは、うなぎ
を除く全魚種
を除く全魚種

手釣り、竿釣り

遊漁料 ¥

発行者 大野川漁業協同組合 印

裏

注意事項 (略)

禁漁区		期 間
区 域	禁 止	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
大野川 大分市下判田の大野川ゴルフ場入口の水路から一〇メートル上流の地点より下流一五〇メートルの間の区域		(略)
禁放流区		期 間
区 域	禁 止	
(略)	(略)	(略)
大野川 大分市下判田の大野川ゴルフ場入口の水路から一〇メートル上流の地点より下流一五〇メートルの間の区域		(新設)

禁放流区 (略)

表	表
(略)	(略)
裏	裏
注意事項 (略)	注意事項 (略)
禁漁区 (略)	禁漁区 (略)
区域 (略)	区域 (略)
期間 (略)	期間 (略)
大野川 大分市下野田の大野川エサ場入口の 本路から10メートル上流の地点より 下流150メートルの間の区域 禁放流区 (略)	(新設) 禁放流区 (略)
10月10日から 12月31日まで (略)	(新設) (略)

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十八年七月二十九日

大分県告示第四百四十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年八月九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 漁業権者の名称及び住所

玖珠郡漁業協同組合

玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七一一

二 漁業権の免許番号

内共第六号

三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所

変更後

変更前

第六条
(全長制
限)

次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ	ア 魚種	イ 大きさ
こい	(略)	こい	(略)
あゆ	(略)	あゆ	(略)
うなぎ	(略)	うなぎ	(略)
おいかわ(はえ)	5cm以下	おいかわ(はえ)	10cm以下
えのは	(略)	えのは	(略)

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十八年七月二十九日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大野谷土地改良区(佐伯市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年八月九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

(退任役員)

役 名 氏 名

住 所

理 事 山 田 平 五 郎

佐伯市大字木立五八五三番地

池 田 幸 利

大字木立四九六一番地三

原 幸 重

大字木立四八〇六番地

池 田 秋 豊

大字木立五一八二番地二

平成二十八年八月九日

大分県報（公告）

大分県知事 広瀬勝貞

四

（就任役員）		役名	氏名	住所
〃	〃	理事	渡邊善生	佐伯市大字木立五六八五番地一
〃	〃	〃	山中慶実	〃 大字木立三九七五番地
〃	〃	〃	岩崎弥寿彦	〃 大字木立五八三九番地
〃	〃	〃	山田健一	〃 大字木立五八五九番地
〃	〃	〃	木許涉	〃 大字木立五五四八番地
〃	〃	〃	新名天津雄	〃 大字木立四九〇七番地一
〃	〃	〃	久保政朝	〃 大字木立四九三六番地一
〃	〃	〃	今山敦夫	〃 大字木立四七九二番地二
〃	〃	監事	藤矢勇一	〃 大字木立五八一五番地
〃	〃	〃	山中壽恵	〃 大字木立五四八八番地一
〃	〃	〃	新名孝幸	〃 大字木立五一七〇番地

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州防衛局長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十八年八月九日

- 一 作業の種類
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 二 作業の地域
玖珠郡玖珠町内
- 三 作業の期間
平成二十八年七月二十日から同年八月三十一日まで